

報道発表資料



平成31年度予算について

法務省

第1 経費関係

1 一般会計	8,200億円
(1) 法務省所管	8,129億円
(平成30年度補正予算(第2号))	291億円)
(2) 国土交通省所管(観光庁一括計上)	71億円
(※国際観光旅客税財源充当事業)	
2 東日本大震災復興特別会計	32億円

第2 定員関係

増員数	1,485人
減員数(定員合理化等)	△971人
純増数	514人

第3 組織関係

出入国在留管理庁の新設

平成 3 1 年 度 予 算 額 総 括 表

1 法務省所管

(単位：百万円，%)

区 分	平成 30 年 度 当 初 予 算 額 A	平成 31 年 度 予 算 額 B	対前年度増△減額	
			B - A	比較率
一 般 会 計	762,557	812,916	50,359	106.6
人 件 費	511,058	518,461	7,403	101.4
物 件 費	251,499	294,454	42,955	117.1
う ち 施 設 費	25,046	58,571	33,525	233.9
東日本大震災復興特別会計	2,002	3,170	1,168	158.3
人 件 費	399	324	△ 75	81.2
物 件 費	1,603	2,846	1,243	177.5
う ち 施 設 費	823	2,080	1,256	252.6

注 東日本大震災復興特別会計については、復興庁一括計上であり、同庁において一括して計上する。

2 国土交通省所管（観光庁一括計上）

(単位：百万円，%)

区 分	平成 30 年 度 当 初 予 算 額 A	平成 31 年 度 予 算 額 B	対前年度増△減額	
			B - A	比較率
国際観光旅客税財源充当事業				
物 件 費	1,200	7,063	5,863	588.6

注 国際観光旅客税財源充当事業については、「国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について（平成29年12月22日決定）」に基づいて、観光庁において一括して計上する。

【参考】平成 3 0 年 度 補 正 予 算 （第 2 号）

(単位：百万円)

概 要	平成 30 年 度 補 正 予 算 額
I 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策	23,394
法務省施設の建替え等整備	12,812
矯正施設の保安警備体制の強化等	9,531
所有者不明土地問題の解消に向けた取組	1,051
II TPP協定の早期発効への対応	
円滑かつ厳格な出入国管理体制の整備	233
III その他喫緊の課題への対応	5,518
組織改編等への対応及び外国人の受入れ環境の整備	2,352
治安確保に向けた体制整備の強化	2,577
国民の権利擁護及び取引の安全等の確保に向けた体制整備の強化	590
合 計	29,146

注 百万円単位で四捨五入している関係から、一部整合しない場合がある。

事 項 別 予 算

一般会計

(単位:百万円)

(参考) (単位:百万円)

事 項	平成30年度 予 算 額 A	平成31年度 予 算 額 B	増△減額		物件費	
			B-A	うち物件費 C	補正予算額 (第2号) D	対前年度 増△減額 C+D
1 大臣官房関係経費	130,452	131,980	1,529	2,117	259	2,376
2 日本司法支援センター 関係経費	31,058	31,514	456	456	0	456
3 施設整備関係経費	25,046	58,571	33,525	33,525	12,812	46,338
4 法務総合研究所関係経費	2,274	2,282	7	33	68	101
5 登記・戸籍等関係経費	125,955	130,070	4,115	3,673	1,641	5,314
6 検察関係経費	110,787	112,626	1,839	1,051	2,148	3,199
7 矯正関係経費	237,270	239,112	1,842	△ 92	8,921	8,829
8 更生保護関係経費	27,302	27,946	644	338	360	698
9 人権擁護関係経費	3,407	3,486	79	79	0	79
10 訟務関係経費	1,921	1,955	34	34	0	34
11 出入国在留管理関係経費	53,598	65,330	11,732	7,535	2,577	10,112
12 公安審査委員会関係経費	66	67	1	1	0	1
13 公安調査庁関係経費	14,622	15,039	418	68	360	428
合 計	763,757	819,979	56,222	48,818	29,146	77,964

※ なお、本表の「出入国在留管理関係経費」には、国土交通省所管（観光庁一括計上）に係る予算（国際観光旅客税財源充当事業）7,063百万円が含まれている。

※ （参考）欄の対前年度増△減額欄は、物件費について、平成31年度予算額に平成30年度補正予算（第2号）を加えた合計額と平成30年度予算額との増△減額である。

東日本大震災復興特別会計

(単位:百万円)

事 項	平成30年度 予 算 額 A	平成31年度 予 算 額 B	増△減額	
			B-A	うち物件費
1 登記事務関係経費	567	483	△ 84	△ 9
2 民事法律扶助等関係経費	611	607	△ 5	△ 5
3 施設復旧関係経費	823	2,080	1,256	1,256
合 計	2,002	3,170	1,168	1,243

(注) 百万円単位で四捨五入している関係から、一部整合しない場合がある。

平成31年度一般会計予算における主要施策の概要

(単位:百万円)

	平成30年度 補正予算額 (第2号)	平成31年度 予 算 額	平成30年度 当初予算額
I 2020年東京大会(オリンピック・パラリンピック)等に向けた安全・安心の基盤整備	536	25,288	(18,041)
1 出入国審査体制の整備及び不法滞在対策等	176	22,564	(15,385)
		※ 国際観光旅客税財源充当事業(7,063)を含む	
2 治安・テロ対策の強化	360	2,724	(2,656)
II 犯罪をした者等の再犯防止対策の推進	13,030	71,933	(37,744)
1 再犯防止のための施設内処遇及び社会内処遇の充実強化	217	13,362	(12,698)
2 矯正施設の環境整備等	12,812	58,571	(25,046)
III 経済再生加速化のための経済・社会基盤の整備	3,404	9,846	(6,378)
1 所有者不明土地問題への対応及び地図整備体制の強化等	1,051	7,209	(6,248)
2 外国人材の円滑な受入れのための体制整備	2,352	2,637	(130)
IV グローバル化した国際環境における「司法外交」の展開	—	2,905	(2,371)
1 2020年国連犯罪防止刑事司法会議(京都コングレス)の日本開催に向けた準備	—	480	(266)
2 国際仲裁活性化のための基盤整備及び国際紛争等への対応を含む予防司法機能の強化	—	2,245	(1,929)
3 法制度整備支援によるビジネス環境整備促進	—	180	(176)
V 法の支配を実現するその他の諸施策の推進	562	35,556	(35,206)
1 検察活動の充実強化	562	526	(719)
2 共生社会の実現に向けた人権擁護施策の推進	—	3,486	(3,407)
3 頼りがいのある司法の確保のための総合法律支援等の充実強化	—	31,543	(31,080)

※百万円単位で四捨五入している関係から、一部整合しない場合がある。

平成31年度組織別増員査定結果

区 分	平成31年度				
	要 求	査 定	減 員 (合理化計画等)	査 定 純増▲減数	定 員
法務本省	15	6		6	771
うち民事局	5	2		2	94
うち訟務局	10	4		4	82
法務総合研究所					84
法務局	301	235	▲ 234	1	8,894
検察庁	267	232	▲ 232	0	11,860
検事	25	17	▲ 15	2	1,877
副検事					879
事務官	242	215	▲ 217	▲ 2	9,104
矯正官署	471	401	▲ 401	0	23,613
矯正研修所					79
矯正管区					269
刑事施設	395	338	▲ 328	10	19,657
少年院	50	43	▲ 48	▲ 5	2,428
少年鑑別所 等	26	20	▲ 25	▲ 5	1,180
更生保護官署	85	31	▲ 28	3	1,843
地方更生保護委員会					299
保護観察所	85	31	▲ 28	3	1,544
出入国在留管理庁	585	519	▲ 49	470	5,432
(観光立国関係)	266	266		266	—
(外国人材受入れ関係)	319	253		253	(振替増66人に より計319人)
(その他)			▲ 49	▲ 49	—
公安審査委員会					4
公安調査庁	97	61	▲ 27	34	1,650
合 計	1,821	1,485	▲ 971	514	54,151

※ 査定欄には、時限定員を含む。

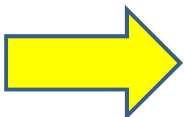
出入国在留管理庁の新設

庁設置の必要性

- ・ 入国管理局は、現行の業務のみでも、近年、業務量が飛躍的に増大。
- ・ 新たな外国人材の受入れに関する業務等の追加により、所管する業務の質、量いずれも大きく変化するため、今後、より一層強力に業務を推進していくための体制整備が必要。
- ・ 外国人の受入れ環境の整備に関する総合調整等の機能を強力に果たすため、新たに外局を設置し、司令塔的機能を果たすことを明確に位置付ける必要性大。

出入国在留管理庁が果たすべき主な役割

- ・ 訪日外国人旅行者の増加が見込まれる中で厳格な出入国管理と円滑な入国審査を両立するなど、出入国在留管理行政を強力に推進すること。
- ・ 深刻な人手不足への対応として真に必要な分野に着目しつつ一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるという制度の趣旨に適った運用がなされるよう適切な対応をとること。具体的には、①特定技能外国人の適正な在留管理、②不適切な受入れ機関に対する指導、③送出国における悪質ブローカーの介在防止、④受入れ対象分野における人手不足状況の継続的把握と必要に応じた受入れ停止措置などを行っていく。
- ・ 生活者としての外国人に対する支援など外国人との共生社会の実現に必要な施策を関係省庁と連携して実施すること。



法務省の外局となる出入国在留管理庁の新設
(長官、次長、審議官2、部長2、課長相当職9の体制とする予定)

機構

